

府中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

府中市長 高野律雄

府中市規則第 75 号

府中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年9月府中市条例第31号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(避難及び消火に関する訓練の回数)

第2条 条例第6条第2項に規定する規則で定める回数は、毎月1回とする。

(運営規程に定める事項)

第3条 条例第16条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(設備の基準)

第4条 条例第21条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする

- (1) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき

3. 3平方メートル以上であること。

(2) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(3) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(4) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋

		<p>外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号に規定する構造の屋内階段。この場合において、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの屋内階段に限り、次に掲げる構造を満たすものとする。</p> <p>(1) 屋内と階段室とはバルコニー又は付室（階段室が建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡していること。</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>3 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>4 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備

の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効なダンパーが設けられていること。

(ア) スプリングラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第5条 条例第22条の規定により、一般型乳児等通園支援事業所には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数以上の保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。この場合において、そのうち半数以上は保育士でなければならない。

(1) 乳児（生後6月に達しない者を除く。） おおむね3人につき1人

(2) 幼児のうち、満3歳に満たない者 おおむね6人につき1人

2 前項に定めるものほか、一の一般型乳児等通園支援事業所につき、2人以上の保育士を置かなければならない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）が一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって保育所等の職員（保育

その他の子育て支援に従事する職員に限る。) による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 一般型乳児等通園支援事業を利用している利用乳幼児の人数が 3 人以下である場合であって、保育所等を利用している乳児又は幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

付 則

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。